

令和6年3月6日
(2024年)

建設工事事業者 各位

総務部契約検査室長
水道部企画室長

週休2日工事の試行導入について（お知らせ）

吹田市では、建設業における担い手の確保のため、若手技術職員の離職対策や新卒者が入職しやすい職場環境づくりの支援として、令和6年4月1日から「週休2日工事（以下、「4週8休工事」という。）」を下記のとおり試行的に導入します。詳細については、各工事担当部局の「4週8休工事」実施要領をご覧ください。

記

1 対象となる工事について

原則として、令和6年4月1日以降に入札手続き（随意契約を含む）を行う総務部契約検査室及び水道部企画室が発注する、設計金額が1,000万円以上かつ対象期間が4週間以上の工事を対象とします。ただし、下記（1）から（4）までの工事は対象外とします。なお、追加工事や附帯工事等については、設計金額等に関わらず本体工事に準ずることとします。

また、公告文及び特記仕様書等に対象工事である旨を明示します。

- （1）単価契約工事や維持工事
- （2）社会的要請等により早期の工事完成が必要と判断される工事
- （3）現場特性により施工時間や施工期間に制約があると判断される工事
- （4）前各号に掲げるもののほか適切でないと認められる工事

2 導入にあたっての変更点について

- （1）設計金額は、4週8休工事の達成を前提に労務費等の補正を行い積算しているため、達成できない場合はその達成状況に応じて、請負金額を減額変更します。
- （2）工事成績評定の対象工事で、4週8休工事を達成した場合は、加点対象として評価します。

3 4週8休工事の内容について

- (1) 原則、土日、祝日を休工日とし現場閉所（資料整理等の事務作業も不可）とします。
- (2) やむを得ず休工日に作業する場合は休工日を振り替え、対象期間中に4週8休相当の現場閉所日を確保するものとします。
- (3) 各部の「4週8休工事」実施要領に定めのない事項については、大阪府都市整備部「4週8休工事实施要領」及び「週休2日促進工事实施要領」を準用するものとします。